コーポレート・ガバナンス報告書

2021年2月26日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

代表取締役 早川 周作

問合せ先: 取締役管理部長 平田 史隆

(098)851-8701

URL https://ryukyuasteeda.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業は持続的な成長と長期安定的な企業価値の向上を行い、株主の利益を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
早川 周作	893,000 株	60.48%
MTGV 投資事業有限責任組合 無限責任組合員	60,000 株	4.06%
株式会社 MTG Ventures		
岡田 晃男	45,000 株	3.05%
株式会社シーエムディーラボ	30,000 株	2.03%
五十部 紀英	28,000 株	1.90%
荒生 明裕	27,000 株	1.83%
西川 慶	27,000 株	1.83%
内藤 忍	27,000 株	1.83%
砂田 和也	27,000 株	1.83%
サイブリッジグループ株式会社	27,000 株	1.83%

支配株主名	早川 周作
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

- Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k

東 俊介 他の	つ会社の出身者									
---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先(d、e 及び f のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東 俊介	_	_	スポーツ業界に幅広い人
			脈と知見を有しており、社
			外取締役として招聘して
			おります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委	なし
員会の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社でないため会計監査人は設置しておりませんが、監査法人ハイビスカスとの間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査法人や監査実施状況に関する協議・連携を設けております。

また、当社では、現在までのところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、内部監査担当者 との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人	0名
数	

会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五十部 紀英	弁護士													

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先(f、g 及び h のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五十部 紀英			五十部氏は弁護士として
			培った経験・識見を有して
			おり、職業倫理の観点から
			経営監査を実施していた
			だきたく、社外監査役とし
			て招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 0名

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の

実施していない

実施状況

ストックオプションの付与対象者

社内取締役,社外取締役,社外監査役,従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に需要な案件については取締役 会開催前に事前報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役としてスポーツ界から招聘し、より広い 視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、業務執行は、取締役が兼任し迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする 体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、2018年12月期は3回、2019年12月期は12 回開催しており、社外取締役の出席率は、2019年12月期95%で、随時、貴重な質問・意見等の発言をし ております。

(2) 監査役

社外監査役を1名入れ、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は弁護士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

社外監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告収受など法律上の権利行使をし、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(3) 会計監査

当社は監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2019 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、北村ルミ子氏であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は 1 名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

実施しておりません。

2. IR に関する活動状況

IR 資料をホームペ	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や
ージ掲載	決算情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予
	定です。
IR に関する部署(担	管理部
当者)の設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を 行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はも とより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、 当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

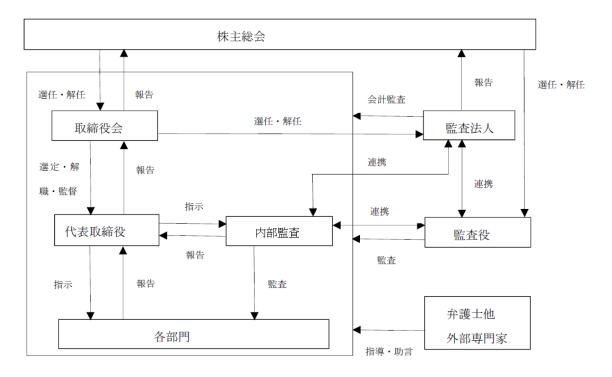
さらに、公益財団法人沖縄県暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反 社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

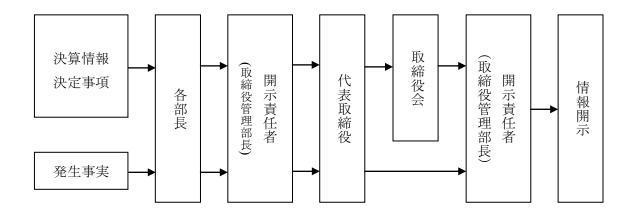
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】





以上